

第 3 部

平成 12 年度において講じようとする
環境の保全及び創造に関する施策

第3部 平成12年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

1 廃棄物減量化とリサイクル

○ 循環型社会づくりへの取組

「鳥取県循環型社会推進本部」を設置し、全庁的に循環型社会づくりを推進していく。

(廃棄物 再資源対策課)

○ みんなで取り組む「4つのR」推進事業

県民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄に慣れた生活様式を環境に配慮した生活様式に転換し、日ごろの生活の中でごみの減量化 リサイクルに取り組める環境づくりを行う。

ア 推進体制の整備

(ア) 鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催

(イ) リサイクル関連情報の提供

「とりネット」内にホームページを開設し、イベント情報、再生品情報、フリーマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行う。

(ウ) リサイクル推進員の養成

日常生活の中で取り組めるごみの減量化・リサイクル推進のための智恵等を婦人会、町内会等に指導・普及させるなど地元のリーダーとして活動する推進員を養成する。

(エ) 容器包装リサイクル法等の推進

容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報公開、説明会等を行う。

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

(ア) エコショップの普及促進

エコショップの活性化を図るため、エコショップ協議会の開催、消費者アンケートの実施、新聞折込みチラシを活用した普及啓発広告の実施等を行っていく。

(イ) フリーマーケットの開催支援

住民団体等が行うフリーマーケットの開催に対し経費の一部を助成する。(補助率2分の1)

(ウ) マイ・バッグ キャンペーンモデル事業の実施

エコショップにおいて一定回数以上レジ袋を辞退した場合、特典として抽選で記念品を進呈するモデル事業を実施する。(廃棄物 再資源対策課)

○ 下水汚泥処理総合計画の運用

平成10年度に策定した下水汚泥処理総合計画に基づき 関係課と連携を図りながら広域的汚泥処理に関する市町村指導を行う (都市計画課)

○ 建設リサイクル推進

建設副産物の搬出状況と再生資源の利用状況を把握するため、実態調査を行う。

また、建設発生土の有効利用を推進するための、国、県、市町村及び建設業界等で構成される協議会により 情報交換等を行う

さらに、平成12年度から、工事間の建設発生土のやり取りを円滑に行うため、「建設発生土情報交換システム」を導入している。
(管理課)

○ 農業用廃棄物適正処理推進事業

農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、「鳥取県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」に設置している検討委員会で、引き続き再利用についての検討を行う。

また、農家への普及啓発に取り組むとともに、地域における推進組織を見直し、その組織による地域における適正処理促進活動に対する助成を行う
(生産流通課)

○ とっとりの土づくり総合対策事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の適正及び利用に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排泄物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通 利用対策等を総合的に実施する。

ア 堆肥生産利用推進指導事業

堆肥生産・施用の手引きを作成し、農業改良普及部を中心に堆肥の品質に合った技術指導を行う。

イ 流通促進対策事業

農協に広域流通センターを設置し、畜産 耕種農家の連携を基に、各段階での流通体制を整備する。

ウ 利用促進対策事業

堆肥利用の促進を図るため、堆肥施用経費等に対し助成する。

エ 堆肥等処理施設整備事業

家畜排せつ物の堆肥化処理を行う施設に対し助成する。
(生産流通課)

○ 資源循環型畜産確立推進指導事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について畜産農家の巡回指導等を行うとともに、水質 臭気の測定検査結果に基づいて指導を強化する。

また、適切な農家指導やふん尿処理施設の的確な審査 設計が行えるよう県職員を環境アドバイザーとして養成する。
(畜産課)

○ 廃棄物焼却灰溶融スラグの活用方法の検討

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によって出来たスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行う。
(廃棄物 再資源対策課)

○ ごみ処理の広域化の推進

平成10年3月策定した「ごみ処理の広域化計画」を基本方針として、東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等ごみの広域的処理について具体的方策を検討することとなっている。中でも、ごみ焼却施設については、施設の老朽化並びにダイオキシン類及びばいじんの法規制対応等緊急の課題に直面しているため、施設の統廃合又は改善等の方針決定を含めた広域化の実施計画を早期に策定できるよう指導・助言していく。
(廃棄物 再資源対策課)

○ 産業廃棄物処理計画について

平成9年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正と廃棄物焼却施設に対するダイオキシン類排出基準の設定などを受け、第4次鳥取県産業廃棄物処理計画に基づき、各種施策の推進に努める。

また、本年度は、昨年度実施した「本県における今後の産業廃棄物処理の在り方」に関する県民

意見把握（県民意見募集、懇話会の開催等）の結果を踏まえ、次期計画の策定作業を行う。

（廃棄物 再資源対策課）

表3 1 産業廃棄物処理計画の概要

処理計画の基本方針
a 排出事業者処理責任に基づく産業廃棄物の適正処理の確保 ・ 排出事業者指導の強化 ・ 適正処理推進体制の強化
b 産業廃棄物の排出量の削減と再資源化の推進 ・ 排出量削減による環境への負荷の低減 ・ 減量化・再資源化等の目標
c 公共関与等による安全な産業廃棄物処理施設の確保 ・ 財団法人鳥取県環境管理事業センターによる産業廃棄物処理促進施設の設置 ・ 安全な最終処分場等産業廃棄物処理施設の確保
d 不法投棄等不適正処理防止対策の強化
e 県民の理解と協力の確保

○ ゼロ・エミッション調査

県内の主要な工業団地において、ゼロ エミッション化に関する調査・検討を行うための委員会を開催し、新たな工業団地におけるゼロ エミッション化の方策を検討する。（工業振興課）

○ 産業廃棄物処理対策について

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、鳥取県産業廃棄物処理計画を基本とした各種の施策を推進する。

ア 事業者、処理業者への指導 監督

事業者及び処理業者に対し、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制について、指導・監督を行う。

イ 減量化、再資源化の推進及び適正処理の確保等について助言、指導、監督の強化を図り 産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ 産業廃棄物処理指導要綱の施行

平成10年12月25日付けで施行した改正「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に基づき、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に対する適正な指導を行うとともに、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図る。

エ 医療廃棄物の適正処理対策

「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」に基づき、医療廃棄物の適正処理に努める。

オ 産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の適正処理対策

本年度中に「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」及び「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」の見直しを行うこととしており 引き続き より安全な産業廃棄物処理施設の確保に努めていく。

カ 多量排出事業者に対する指導マニュアルの作成

廃棄物の発生抑制、適正処理のための処理計画の策定に向けた指導マニュアルを作成する。

キ 不法投棄対策の推進

「産業廃棄物不法投棄民間監視員」を4市及び日南町に各2名、他町村に1名設置しており月に2日間、担当市町村区域のパトロール活動に当たっている。

後を絶たない不法投棄の撲滅に向け、平成12年度から廃棄物・再資源対策課に現職警察官1名の配置、鳥取、倉吉、米子の3保健所に警察官OB（廃棄物適正処理推進指導員）を非常勤として各1名を配置するとともに、不法投棄パトロール車を配備し、不法投棄監視員等と連携を取りながら、不法投棄等不適正処理の早期発見及び不正行為者に対する厳格な対応に努め、適正処理の推進を図る。

ク 産業廃棄物適正処理に係る啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、(社)鳥取県産業廃棄物協会等関係機関と協力して、事業者、処理業者に対する各種研修会、講習会を開催する。また、環境美化促進月間(9~10月)、不法投棄防止強化月間(10月)等において、市町村、住民等に対する研修会の開催、各種広報活動等、産業廃棄物の適正処理の推進に努める。(廃棄物 再資源対策課)

○ 公共関与による産業廃棄物処理の推進

県としても、公共関与と事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの派遣職員の増員をはじめ、センター運営費や公共が関与するために増加する安全対策費等の無利子融資等によるセンター支援を引き続き行う(廃棄物 再資源対策課)

2 大気環境の保全

○ 大気汚染の防止

大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の適正な施行のための事業を実施することにより、大気汚染防止を図る。

ア 規制

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設(ボイラー等1,043施設)、一般粉じん発生施設(鉱物・土石のたい積場等104施設)、特定粉じん発生施設(石綿に係る切断機等)、鳥取県公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設(打綿機等80施設)に対し規制を行うとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域について法の適正な運用を図る。

イ 大気汚染状況の監視測定(連続測定)

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施する。

(ア) 一般環境大気常時監視

測定局 3局 鳥取市(衛生研究所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

測定物質: 二酸化いおう 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

(イ) 自動車排出ガス濃度測定

測定局 3局 鳥取市(栄町交差点、丸山交差点)、米子市(米子市公会堂前)

・ 測定物質: 一酸化炭素、窒素酸化物(窒素酸化物は栄町交差点のみ)

(注) 測定局のうち、栄町交差点は連続測定、その他は月1回測定

(ウ) 有害大気汚染物質モニタリング調査

一般環境濃度測定 鳥取市(衛生研究所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

沿道濃度測定 鳥取市(栄町交差点)

測定物質 有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類以外の18物質について濃度測定を月1回実施する。(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,3ブタジエン、塩化ビニルモノマー、ジクロロメタン、1,2ジクロロエタン、ニッケル、ヒ素、ベリリウム、マンガン、六価クロム化合物、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ベンゾ(a)ピレン水銀化合物)

(エ) ダイオキシン類調査事業

鳥取市(衛生研究所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)、境港市(境港市役所)において、ダイオキシン類の濃度測定を年4回(春・夏・秋・冬)実施する。

(オ) 市街地における窒素酸化物汚染実態調査

窒素酸化物の汚染実態把握調査として、鳥取市(10地点)、倉吉市(10地点)、米子市(10地点)においてNO_x簡易サンプラーによる定点調査を実施する。

(カ) 降下ばいじん等調査

県内市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施する。

調査地点 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村

(環境政策課)

○ 騒音の規制

環境基本法に基づく環境基準の地域指定や、騒音規制法に基づく規則地域の見直し、追加指定の検討を行うとともに、自動車騒音等の測定調査を行う（騒音規制法に基づく規制地域4市2町1村）

ア 騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 自動車騒音常時監視調査

改正騒音規制法第18条に基づき、平成11年4月1日施行の騒音に係る環境基準の手法により、4市で自動車騒音の常時監視調査を実施する。

ウ 航空機騒音調査

(ア) 鳥取空港周辺航空機騒音調査（3地点×1週間×2回/年）

(イ) 美保飛行場周辺航空機騒音調査

（3地点×1週間/回×4回/年）（1地点×通年）

（環境政策課）

○ 振動の規制

振動規制法の施行について市町村を支援する。（規制地域 4市1町）

ア 振動規制法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 振動実態調査

4市で道路交通振動を測定調査する。

（環境政策課）

○ 悪臭の防止

悪臭防止法の施行について市町村を支援するとともに、悪臭の排出実態を調査する。

（規制地域 4市26町4村）

ア 悪臭防止法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 特定悪臭物質排出実態調査の実施

悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態を調査する。

（環境政策課）

3 水環境の保全

○ 水質汚濁の防止対策について

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例の適正な施行等のための事業を実施することにより 水質汚濁防止を図る。

ア 規制

水質汚濁防止法に基づく特定事業場（水産食料品製造関係事業場など2,387事業所）、鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定事業場（集団給食施設の調理施設、ドラムかん更生業の洗浄施設並びに鉄道業、道路旅客運送業、自動車整備業、ガソリンステーションの車両洗浄施設を有する722事業場）に対し、排水調査、改善指導等を行う。

イ 水質汚濁の監視、測定

水質汚濁防止法の規定に基づき 水質測定計画の作成、環境基準項目の常時監視等を実施する。

(ア) 水質測定計画の作成

水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成する。

(イ) 水質の測定、調査及び公表

（環境政策課）

表3 2 水域等ごとの調査地点・回数

		水域名	調査地点	調査回数
環境基準常時監視	河川	千代川水系	9地点	年12回(国の補助事業)
		天神川水系	5地点	年12回(〃)
		日野川水系	5地点	年12回(〃)
	湖沼	湖山池	4地点	年12回(国の補助事業)
		東郷池	4地点	年12回(〃)
	海域	中海	8地点	年12回(〃)
美保湾		8地点	年12回(〃)	
日本海沿岸		8地点	年3回	
その の 他	二級河川	蒲生川	9地点	年2~4回
		塩見川	3地点	年4回
		河内川	3地点	年4回
		勝部川	3地点	年4回
		由良川	3地点	年4回
		加勢蛇川	3地点	年4回
		阿弥陀川	3地点	年4回
	都市河川	旧袋川	5地点	年12回
		玉川	5地点	年12回
		旧加茂川	5地点	年12回
		大正川	1地点	年2回
	湖山池 流入河川	湖山川等	5地点	年12回
		湖沼	多鯉ヶ池	3地点
海域		24海水浴場	シーズン前及び中計3回	
地下水	—	35地点	年2回	

ウ 水質浄化対策

- 公共下水道推進基金造成事業
公共下水道普及率促進のため、市町村が単独事業として行う管渠整備事業に対して補助金を交付する。(補助率：3～7%) (都市計画課)
- 公共下水道過疎代行事業
用瀬町の公共下水道事業を、過疎地域自立促進特別措置法に基づき代行実施する。(都市計画課)
- 流域下水道事業
天神川流域下水道の整備促進を図る。(都市計画課)
- 美保湾流域別下水道整備総合計画策定事業
日野川、美保湾の水質環境の保全のために必要な流域内の下水道整備基本計画を策定する。(都市計画課)
- 合併処理浄化槽の設置推進
設置の普及啓発に努めるとともに、合併処理浄化槽設置に対する県費補助を設置者負担が単独浄化槽並となるよう充実しているが、新設浄化槽に対する合併処理浄化槽の割合が全国的にみて、まだ低迷しているため、平成11年4月には「鳥取県浄化槽指導要綱」の改正を行い、浄化槽を設置する場合は原則合併処理浄化槽とする旨を明記した。また、補助制度を設けている市町村は、まだ半数程度しかないので、未設置町村に対して制度の創設を積極的に働き掛けていく。
(廃棄物 再資源対策課)
- 河川環境整備事業
湖山池、東郷池の水質浄化対策として、公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事

業により底泥を除去し、水環境の改善を図る。(河川課)

○ 漁港環境整備事業

淀江漁港の水質浄化対策として、漁港内の底泥を除去し、水質の改善を図るとともに、新鮮な水産物の供給に寄与する。(漁港課)

○ 土壌環境対策推進事業

ア 砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立するとともに、水田での温室効果ガスの動態把握を行う。

イ 有機物施用の栽培基準を設定し、農家への普及を図る。

ウ 土壌診断の実施により適正な施肥指導を行う(生産流通課)

○ 農業集落排水整備等

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と併せて農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び雨水排水施設を整備する。(農村整備課)

○ 漁業集落環境整備事業

市町村が行う漁業集落環境整備事業の次の事業について、その経費の一部を補助する。

なお、集落排水施設については、市町村総合交付金となる。

補助対象事業：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、集落排水施設整備、防災安全施設(漁港課)

○ 内水面漁場環境保全事業

ア 保全事業の円滑な推進を図るため、市町村、漁協、地区自治会、学識経験者等で構成する漁場環境総合美化計画策定委員会を開催する。(事業主体：県)

イ 小型漁船により池内及び池底に堆積したゴミを除去する。(水産課)

○ ダイオキシン類調査事業(水質・底質)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき 水質 底質の調査を実施する。(環境政策課)

○ 生活排水対策の推進

米子、鳥取両市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき実施する各種施策に対し、指導を行う。(環境政策課)

○ 中海水質浄化対策推進事業

中海の水質保全を図るため、平成11年度に第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」(計画期間：平成11年度～15年度)を策定した。この計画に基づき 浄化対策を総合的、計画的に推進する。(環境政策課)

○ 湖山池水質浄化対策推進事業

湖山池の水質保全を図るため、平成3年度に策定した「湖山池水質管理計画」及び平成11年度に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正した上乘せ排水基準に基づき、浄化対策を総合的、計画的に推進する。(環境政策課)

○ 湖山池水質浄化手法調査研究事業(湖山池水質浄化技術公開試験)

湖山池の水質浄化方策検討の基礎資料とするため、全国から募集し、検討委員会で選定された浄化技術の試験を公開で実施する。(環境政策課)

- ゴルフ場使用農薬水質調査
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止する観点から、県内各ゴルフ場の排水に含まれる農薬の水質調査を実施し、農薬の流出実態を把握するとともに、ゴルフ場に対する適切な指導、改善等に資する。(環境政策課)
- 水道水源監視指導事業
将来にわたる水道水の安全性の確保のため、水質基準を補完する「監視項目」について継続監視を行い、全県的な検出状況を把握し、水道事業者に対する適切な指導に資する。(環境政策課)
- みんなで支える給水事業
広域的な応急給水体制の確立を図るため、事業者が購入する給水車等に県費助成を行う。(環境政策課)

4 土壌・地盤環境の保全

- 埋設農薬安全処理事業
埋設農薬の将来にわたっての安全性を確保するため、市町村が実施する埋設農薬の掘削回収、一時保管等に要する経費に対し助成するとともに、農薬の最終処理、埋設箇所周辺の水質調査を実施する。(生産流通課)
- 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業
旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する鉱廃水(銅、鉄を含む酸性水)の中和処理等を行う。(環境政策課)
- ダイオキシン類調査事業(土壌)
県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況を把握するため、土壌の調査を実施する。(環境政策課)

5 環境汚染化学物質の適正管理

- 環境汚染化学物質対策の推進
庁内関係部局による「環境汚染化学物質対策連絡会議」により、ダイオキシン、内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)等の有害化学物質に係る環境汚染防止対策を推進する。(環境政策課)
- 環境ホルモン汚染実態調査
県内全域における環境ホルモン(24物質)の環境汚染状況を把握するため、水質 底質の調査を実施する。

水質調査	県内22地点	年1回
底質調査	県内2地点	年1回
水生生物調査	県内2地点	年1回

(環境政策課)
- ダイオキシン類調査事業(再掲)
ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき 県内における大気 土壌 水質 底質の調査を実施する。

大気調査	県内4地点	年4回
土壌調査	県内16地点	年1回
水質調査	県内54地点	年1回
底質調査	県内41地点	年1回

(環境政策課)

○ ごみ処理の広域化の推進（再掲）

ごみ焼却施設の効率的運転を図る等のため、「ごみ処理の広域化計画」を基本方針に東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化 リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等の具体的方策を検討する。
(廃棄物 再資源対策課)

第2節 環境関連産業の振興

1 環境関連技術の開発

○ 県内研究機関連携推進事業

公設試験研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努め、大学、高専、公設試験場などの研究成果を県内企業に波及させることにより 新技術 新製品開発の促進に努める。(工業振興課)

○ 環境関連技術開発推進事業

産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取り組むことの出来る、環境関連技術の開発 普及に努める。

【平成12年度研究内容】

- ①パルプの製造過程で用いる酸、アルカリ、薬剤の使用量低減化のための研究
- ②廃棄処分されている、おから、らっきょうの葉梢、根茎部の有効利用
- ③生分解性材料の開発
- ④化学薬品処理技術の改善
- ⑤廃棄処分されている魚骨等の有効利用

(工業振興課)

2 環境関連産業の育成・振興

○ とっとり新産業創造支援事業（環境技術枠等）

中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組を促進するため、研究に必要な経費に対して補助する。(工業振興課)

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額（上限 1社あたり500万円）

○ 創造的中小企業育成支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、(財)鳥取県産業振興機構を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行う。(経営流通課)

○ 湖山池水質浄化技術公開試験（再掲）

湖山池の水質浄化方策検討の基礎資料とするため、全国から募集し、検討委員会で選定された浄化技術の試験を公開で実施する。(環境政策課)

第2章 自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

1 森林の環境保全機能の確保

- 保安林整備管理事業
保安林の指定、解除並びに保安林の適正管理に努める。
保安林の指定及び解除
保安林の適正管理 (森林保全課)
- 造林事業
森林生産力及び森林の有する公益的機能の増強を図るため、森林整備を行う
人工造林及び保育
天然林施業 (森林保全課)
- 林業地域総合整備事業
林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の生産基盤の整備と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行う。 (林務課)
- ふるさと林道緊急整備事業
山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮しつつ林野庁と自治省が協力して、国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する。
集落と集落を結ぶ集落間林道等、山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす林道の開設、改良等
地方公共団体が実施し、管理することとなる林道の開設、改良等 (林務課)
- 治山事業
山地災害の未然防止を図るため、荒廃地、山地災害危険地区等の整備を推進するとともに、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の機能強化を図る。 (森林保全課)
- 森林保全管理事業
保安林の管理、林野火災の予防のため、森林保全巡視指導員を配置して巡視を行うとともに、地域住民の啓発指導を行う。
保安林の管理
林野火災の防止、山地災害の情報収集 (森林保全課)
- 森林病虫害の防除
松くい虫等の防除について、森林病虫害等防除法に基づき、地域住民の意向を尊重するとともに情報公開に努め、各種防除処置等を総合的に実施し、被害の低減を図る。
松くい虫防除の必要性や農薬の空中散布による周辺環境への環境等、防除のあり方について地域住民や森林関係者等が幅広く意見交換するシンポジウムを開催し、地域住民の理解に基づく適切な事業の実施や、今後の環境に配慮した松くい虫の防除方法の検討に役立てる。
松くい虫防除に係る空中散布農薬の飛散状況（大気中濃度）を調査し、その結果等を専門家により評価する。 (環境政策課、森林保全課)

○ 間伐材等原木安定供給事業

間伐の団地化及び集荷促進の経費に助成すると共に、森林整備に対する所有者の取組の喚起と原木の安定供給を図るため、集団化等による間伐等の伐株、搬出により生じた損失に対して助成を行う。(林務課)

○ 高齢間伐促進事業

森林の有する水源涵養や山地災害の防止機能を確保するため、間伐が遅れ、下流域への影響が危惧される森林について、間伐 枝打ちを実施する。(森林保全課)

○ 間伐材利用推進事業

間伐が必要な森林や間伐が手遅れとなっている地域で、市町村と森林所有者とが協定を締結し間伐を進めるほか、路網や機械を整備し間伐木の搬出を促進する。(森林保全課)

○ 美しく快適な環境整備事業

集落周辺、道路沿線等の森林において、災害の未然防止のため、除伐、間伐、枝打ち危険木の処理等の森林整備を行い、安全で安心して生活できる住環境を整備する。(森林保全課)

2 農地の環境保全機能の確保

○ 農薬適正使用推進対策事業

農薬の適正使用について啓発活動を行うとともに、残留調査や販売業者への指導等を行う。(生産流通課)

○ 農村総合整備事業

農業生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行う 旧村及び全町を対象とする市町村型と、生活圏が同一な数集落を対象とする集落環境型がある。(農村整備課)

○ 農地を守る直接支払事業

中山間地域の農地の持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が特に懸念される地域において、集落組織等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行う。(農政課)

○ 山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な事業を行う (農政課)

○ 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情にそった農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に実施し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とする。(農村整備課)

○ ふるさと農地保全組織育成支援事業

担い手の不足している中山間地域の農地の保全管理を図るため、農作業受託を行う第3セクター等に対し、受託作業経費の平坦地との差額を助成する。(農政課)

○ ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図る。(耕地課)

○ 中山間ふるさと農村活性化事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図る。(農村整備課)

○ 県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施する。(耕地課)

○ 植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図る。(生産流通課)

○ 棚田地域保全支援基金事業

棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織等が行う保全活動等を支援するために、棚田の大切さを認識してもらうため棚田の応援団となってもらう「棚田ファンクラブ」の設立と、棚田保全のための作業を支援する「棚田保全ボランティア隊」を派遣する他、都市との交流等による棚田の有効活用を推進し、農業振興及び中山間地域の活性化に資する。(農政課)

○ 棚田地域等緊急総合整備事業

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取り組もうとする集落を対象に、緊急的にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図る。(農村整備課)

○ 農薬・化学肥料5割削減産地育成事業

国の「有機農産物等に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割以上削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するために要する経費に対し助成する。(生産流通課)

○ 環境にやさしい農業推進事業

土づくりを基本に生産性を維持しながら、化学肥料や農薬に大きく依存しない環境と調和した農業を目指して、啓発・推進活動を実施する。(生産流通課)

3 都市地域の自然環境の確保

道路や住宅、公園等で適切な緑や自然の保全を図るとともに、都市周辺部の里山等の保全を図る。

○ 都市公園の整備

都市に於けるオープンスペースとして、県民の貴重な休息と憩いの場となる都市公園について、本年度は、都市住民が自然と親しみ、ふれあうことのできる場を提供するため、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の園路、広場、修景施設(植栽)の整備を実施する。(都市計画課)

4 水辺(河川、溪流、砂浜、沿岸域等)の環境の保全

○ 河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう 河川改修の促進に努める。

平成12年度事業箇所 塩見川、由良川、加茂川等 (河川課)

○ 河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き 河床や河岸に繁茂した雑木 水草等の除去を行い 河川の機能維持に努める。(河川課)

- **海岸保全事業**
海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、波浪等による海岸の侵食を防止する。
平成12年度事業箇所 福部海岸、賀露海岸 (河川課)
- **海岸浸食対策事業**
波浪等による海岸の侵食を防護し、もって国土保全をするとともに背後の地域住民の財産の保全に資する。
平成12年度事業箇所 泊漁港海岸、赤碕海岸(八橋地区) (漁港課)
- **海岸環境整備事業**
海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備する。
・平成12年度事業箇所：北条海岸、大栄海岸
国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、離岸堤(潜堤)及び遊歩道の整備促進を図る。
平成12年度事業箇所 鳥取港海岸、赤碕港海岸、網代漁港海岸 (河川課、港湾課、漁港課)
- **砂防事業**
溪流の侵食、土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境を保全する。
平成12年度事業箇所 谷川、東井谷川、奥高姫川、柳谷川等 (砂防利水課)
- **団体営水環境整備事業**
農業利用施設の保管理又は整備と一体に施設の有する水辺空間を利用した生活環境の整備あるいは、農業水利施設の持つ地域用水機能を支える組織とその活動を支援しながら機能増進のための整備を行う。(耕地課)
- **県営ため池等整備事業**
農地、農業用施設等の災害を未然に防ぐため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行う。(耕地課)
- **磯場環境改善調査事業**
海藻の減少等、磯場の荒廃要因を検討し、アラム(大型多年性海藻)の移植等による磯場再生技術を開発する。(水産課)

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

(1) 「貴重な自然」の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、保護管理や学術研究、自然体験 学習等の自然ふれあいの場としての利用など 必要な条件整備を図る。

ア 自然公園

(ア) 自然公園の保護管理

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき 行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図る。

(イ) 鳥取砂丘の景観保全

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観保全事業計画」(平成10～12年度)に基づき、県・鳥取市 福部村 環境庁から構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必

要な除草や除間伐をモニタリング調査を行いながら実施するとともに、風向・風速調査、ボーリング調査など砂丘の景観保全のための調査を継続して実施する。

また、新たに集積した砂を風上側の浸食箇所に移動し、その堆積状況の追跡調査を行う。さらに、除草等に係るボランティアの導入について研究する。

(ウ) 大山の頂上保全

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。今後、その成果を継続的に保つため、平成12年度も「大山の頂上を保護する会」の活動に協力していくこととしている。

(エ) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者のもたらす空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、自然公園美化管理財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となったクリーン活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と8月の第1日曜日に実施する。

イ 県自然環境保全地域

「鳥取県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域の新規指定に必要な調査等を進める。

既指定の地域については、自然保護監視員(11名)による巡視活動を継続するとともに、新たに制札板1基を増設して保全のための啓発を行う。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」が近年、陸地化・草原化が進行しているため、その原因となっている植物の除去に係る事業を実施する。(景観自然課)

(2) 「身近な自然」の保全

農村や市街地などの「身近な自然」については、開発等による自然への影響を極力少なくするとともに、本来身近にいる野生動植物の生息・生育の保全とその適正な管理を図りながら、生物生息空間の保全・創出に努める必要がある。

このため、メダカ・ホタル・カブトムシ等の身近な生きものが棲む自然環境づくりに取り組む地域住民団体等を支援する「身近な生きものが棲むふるさとづくり事業」を実施する。

また、農山村周辺の自然的かつ歴史・文化的にも貴重な身近な自然地を保全するため、「鳥取県自然環境保全条例」に基づく「緑地環境保全地域」の指定に係る調査を進める。(景観自然課)

2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

(1) 生物多様性の確保

生物の多様性は、人々の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図る上で重要であるため、自然環境保全基礎調査(環境庁委託調査)の一環として、生物多様性調査(中・大型哺乳類)を引き続き実施する。

また、本県の希少な野生生物の特定とその分布状況等を把握するため、野生生物生息実態調査を引き続き実施する。(景観自然課)

○ 回遊ネットワーク形成事業

道路整備による自然環境の変化を最小限にとどめるため、県道づくりに「エコロード」の考え方を活かしていく。

※エコロード＝植物の生育や動物の行動に配慮して工法や構造を工夫した道路

平成12年度事業箇所 県道鳥取国府岩美線の十王峠(岩美町)における小動物が落ちてでも安全なスロープ付きの溝の整備 (道路課)